令和6年度

香美市宿泊施設等緊急整備事業助成金

募 集 要 領

(申請期間)

令和6年9月2日(月)

- ~ 予算に達するまで 午前9時~午後5時 (土日祝、年末年始休業を除く)
- ※ただし、事業完了期限は令和7年1月末となります。
 - 注)審査、採択は、申請受付順に行います。 申請から採択まで約2週間を要します。

詳しくは香美市商工会までお問い合わせください。 TeL0887-53-4111

令和6年度 香美市宿泊施設等緊急整備事業助成金募集要領

1. 目的

この要領は、香美市宿泊施設等緊急整備事業補助金を受け、市内の宿泊施設等の整備を 行う宿泊事業者(新たに宿泊業を行おうとするものを含む)に対し、香美市内で宿泊事業 を開始または客室を増設するなど宿泊者数の増加を図る事業へ、経費の一部を市からの補 助金の範囲内で支援し、香美市の活性化を促すと共に、雇用の創出を図ることを目的とす る。

- 2. 対象者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 香美市内に本支社、本支店、住所(個人)のある事業者等(創業、開設等含む)。 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1 22号)の適用を受ける業種を主な事業とする者は除く。
- (2) 助成対象事業を香美市内で実施するもの。
- (3) 実績報告時に必要な許可等を取得できるもの。
- (4) 市町村税(国民健康保険税を含む)を滞納していないもの。
- (5) 宗教活動や政治活動を重たる活動目的としていないもの。
- (6) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団の統制下にあるもの又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある者でないこと。
- (7) 反社会的勢力、またその関係を有しないもの。
- (8) 助成金利用後5年間は、商工会の会員として事業確認を受けることが出来るもの。
- (9) その他、公的な支援を受けることが適当であると判断されるもの。
- 3. 対象となる地域 香美市内とする。

4. 助成内容

宿泊事業者(新たに宿泊業を行おうとするものを含む)に対し、香美市内で宿泊事業を 開始または客室を増設するなど宿泊者数の増加を図る事業を実施するための必要経費。但 し、消費税は助成不可。

- (1) 店舗等の改装経費(実支出の2/3以内を助成)
- (2) 什器、備品等の購入費用(実支出の2/3以内を助成) ※ 什器、備品とは耐用年数が1年以上のもの
- (3) その他

上記には含まれていないが、審査会で協議の上、認められた経費

【補助対象となる経費】

宿泊者数の増加や稼働率向上等に向けた取組みに要する経費となります。 ただし、旅館業法等の法令等に抵触しないこと。

【具体例】

- ・布団、ベッドや什器・備品等の購入
- ・機械設備等の導入等
- ・宿泊施設の客室増設における内外装工事等
- ・Web 上での予約サイトの導入(新たに宿泊業を行おうとするもののみ)
- ※助成金の確定額は、助成対象経費の実支出の2/3または配分された助成金の額のいずれか低い額とする。
- ※各助成対象経費の2/3に相当する額に1, 000円未満の端数が生じるときは、それぞれの端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※交付の決定を受けた者は、事業完了日から起算して30日を経過した日までに様式5 に必要書類を添えて香美市商工会に請求すること。
- ※助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと。
- ※助成金利用後3年以内に移転・廃業した場合、補助金返還を求める場合もあるので注意すること。
- ※助成金の精算は実績報告後となります。
- 5. 助成する金額
 - 1事業者100万円以内 (5事業所を予定)
 - ※消費税除く

6. 募集期間

期間:令和6年9月2日(月)~予算に達するまでの土日祝、年末年始を除く午前9 時~午後5時

- ※但し、事業完了期限は令和7年1月末となります。
- ※申請受付順に速やかに審査、採択をいたしますが、申請から採択まで約2週間を要します。

7. 申請方法

助成金の交付を受けようとする者は、様式1により、必要書類を添えて香美市商工会に 提出すること。(出来る限り持参により提出をお願いします。)

8. 助成金申請フロー

① 助成金交付申請

上記の助成金交付申請書類・必要書類を提出すること。

② 補助金交付決定

助成の決定については、予算の範囲内において、申請者の書類審査及びヒアリング等 を経て審査会により決定し、交付決定の可否を通知する。

③ 事業の実施

申請者にて、備品の購入や改装工事等の事業を実施する。

④ 実績報告

事業完了(事業実施および支払完了)後30日以内か、令和7年2月28日(金)のいずれか早い期日までに実績報告書等の必要書類を提出すること。

⑤補助金確定支払

実績報告の結果に基づき、補助金額を確定し、指定口座に補助金が支払われる。

9. 申請の受付・お問い合わせ先

〒782-0034 高知県香美市土佐山田町宝町 2-2-27 香美市商工会 電話 0887-53-4111